

ICO監査論アタックⅡコース第1回

第1問

直前答練 1

2009年合格目標

財務諸表監査に関して、以下の各問に答えなさい。

問 1 公認会計士は必ずしも監査法人を設立する必要はありませんが、監査法人を設立した場合の長所を述べなさい。

問 2 一般に公正妥当と認められる監査の基準として、監査基準があります。監査基準は、1950年（昭和25年）に設けられた後も改訂が重ねられてきましたが、なぜ、連結財務諸表に特有の「連結財務諸表監査基準」が定められていないのか、あなたの考えを述べなさい。

問 3 個別財務諸表の監査に比べて、連結財務諸表の監査では、会計公準の側面からどのような点が特に問題となるか、述べなさい。

問 4 監査基準を改訂する目的の一つとして、期待ギャップの解消が挙げられることがあります。（1）期待ギャップを解消する必要性、及び（2）監査基準を例に挙げつつ、期待ギャップを解消する方法について述べなさい。

ICO究極チェック

1. 監査法人
2. 監査基準
3. 連結財務諸表の監査
4. 期待ギャップの解消

ICO解答

問 1 監査法人を設立した場合の長所は、第一に、組織を人的に大規模化できることである。

すなわち、多数の公認会計士等を擁する組織を確立維持することにより、大規模化した被監査会社に対して容易に組織的監査を実施することができる。また、多様な分野に精通した公認会計士等を擁することにより、多角化や業務の複雑化がみられる被監査会社に対して高い質の監査を実施することができる。

第二の長所は、組織の大規模化に伴い経済的基盤が安定することである。

すなわち、経済的基盤が安定することで、コンピュータ等の設備の充実を図ることができる。また、特定の被監査会社からの監査報酬に依存することを避けられるため、独立性の保持が容易になる。さらに、万が一の場合の損害賠償責任にも十分対処できるようになる。

問2 一般に、連結財務諸表は、個別財務諸表と同様に、ある経済主体の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を示すものであり、個別財務諸表の範囲を拡大したものに過ぎないと考えられる。

そして、連結財務諸表に対する監査も、個別財務諸表に対する監査と同様に、正規の決算手続を経た過去情報の適正性に関する意見を表明するものであり、個別財務諸表に対する監査の範囲を拡大したものに過ぎないと考えられる。

このように、個別財務諸表に対する監査と連結財務諸表に対する監査は本質的に同一であると考えられるため、両者に対する監査人の行為基準は監査基準に一本化されており、連結財務諸表に対する監査に特有の「連結財務諸表監査基準」は定められていないのである。

問3 個別財務諸表の監査に比べて連結財務諸表の監査では、会計公準のうち、企業実体の公準に関連する企業実体の範囲、及び継続企業の公準に関連する継続企業の検討が特に問題となる。

第一に、企業実体の公準について、法的実体を基礎とする個別財務諸表の監査とは異なり、経済的実体を基礎とする連結財務諸表の監査では、連結の範囲が問題となる。連結の範囲は個々の企業の事情に応じて実質的に判断され、また、個々の企業の重要性の有無が連結の範囲に影響する。この連結の範囲は連結財務諸表の監査に特有の監査要点であり、企業集団の財政状態及び経営成績等に重大な影響を与えることから、監査人は連結の範囲の妥当性を慎重に検討する必要がある。

第二に、継続企業の公準について、親会社のみでの事業の存続ということだけではなく、企業集団全体としての事業の存続も看過できない。ただし、企業集団の存続の問題は、一般的に、その中心となる親会社の存続に依存する程度が大きいことから、親会社の存続が監査上の主たる考慮事項となる。

問4 (1) 期待ギャップとは、財務諸表利用者などの利害関係者が監査人に対して期待する役割と、監査人が実際に行う役割との乖離である。

このような期待ギャップが解消されないままであると、利害関係者の監査人に対する期待は満たされず、結果として財務諸表監査に対する社会的信頼性は失われ、財務諸表に社会的信頼性を付与するという監査の目的は達成されなくなることになる。したがって、期待ギャップを解消することが必要となる。

(2) 期待ギャップを解消するには、以下のような2つの方法がある。

第1の方法は、利害関係者に対して財務諸表監査の内容や限界を理解してもらい、利害関係者の過剰ともいえる監査人への期待の修正を促すことにより、ギャップを解消する方法である。例えば、監査基準に監査の目的を明記することや、監査報告書の記載事項を充実させることは、この方法に該当する。

第2の方法は、監査人の役割を充実させ、利害関係者の期待する役割に近づけることで、ギャップを解消する方法である。例えば、継続企業の前提に関する検討を導入することは、この方法に該当する。

I COとらの巻

本問は、監査論全般に係るテーマを中心とした出題です。監査の目的・役立ち・特徴・限界といったテーマについて、監査基準などの文言を表面的になぞるだけでなく、問題意識を持って自分なりに消化しようとしている方にとっては、日々の学習の成果を発揮し易い問題ではないでしょうか。もちろん、論文式試験に唯一絶対の正解はない訳ですから、問題意識・説得力のあるロジックの流れ・それなりに妥当な結論が揃っていれば一定水準以上の点数を得ることができるでしょう。

問1

1. 監査法人

【公認会計士法・第2条（公認会計士の業務）】

- 1 公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする。
- 2 公認会計士は、前項に規定する業務の外、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。但し、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。
- 3 第1項の規定は、公認会計士が他の公認会計士又は監査法人の補助者として同項の業務に従事することを妨げない。

【公認会計士法・第34条の5（業務の範囲）】

監査法人は、第2条第1項の業務を行うほか、その業務に支障のない限り、定款で定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

- ①第二条第二項の業務
- ②公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

監査証明業務を組織的に行うことを目的として、公認会計士法に基づき設立された法人である。

↓

監査法人には、経営・財務、内部統制、ITなどを含め、
広範な知識と経験が求められている

↓

監査法人の社員資格が拡大された

公認会計士、及び、公認会計士でない者で特定社員として公認会計士協会の登録を受けた者は、
監査法人を設立することができる。

(注1) 社員となろうとする者のうちには、5人以上の公認会計士を含まなければならない。

↓

ただし、監査法人制度は、本来、公認会計士監査を組織的かつ適正に行うための制度であり、
以下のような措置も併せて定められている。

(1) 監査法人の社員

【公認会計士法・第34条の4・3項】

監査法人の社員のうち公認会計士である社員の占める割合は、百分の五十を下らない内閣府令で定める割合以上でなければならない。

【公認会計士法施行規則・第19条】

法第三十四条の四第三項に規定する内閣府令で定める割合は、百分の七十五とする。

(2) 監査法人の業務管理体制の整備

【公認会計士法・第34条の13・4項】

監査法人がその活動に係る重要な事項として内閣府令で定めるものに関する意思決定をその社員の一部をもって構成される合議体で行う場合には、当該合議体を構成する社員のうち公認会計士である社員の占める割合は、百分の五十を下らない内閣府令で定める割合以上でなければならない。

【公認会計士法施行規則・第28条】

法第三十四条の十三第四項に規定する内閣府令で定める割合は、百分の七十五とする。

(3) 監査法人の業務の執行等

【公認会計士法・第34条の10の2】

- 1 監査法人の行う第二条第一項の業務については、公認会計士である社員のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。
- 2 監査法人の行う業務であつて第三十四条の五各号に掲げるものについては、監査法人のすべての社員が業務を執行する権利を有し、義務を負う。

問2

1 (参考) (我が国において)一般に公正妥当と認められる監査の基準の例示

(1) 企業会計審議会から公表された監査基準

(2) 日本公認会計士協会の指針

- ・ 監査基準委員会報告書
- ・ 監査委員会報告 (監査に関するもの)
- ・ 業種別監査委員会報告及び銀行等監査特別委員会報告 (監査に関するもの)
- ・ I T委員会報告 (監査に関するもの)

(3) 一般に認められる監査実務慣行

2. 年度監査と中間監査と四半期レビューの比較

—	年度監査	中間監査	四半期レビュー
保証業務の目的	適正性	有用性	適正性
保証業務の種類	合理的保証業務	合理的保証業務	限定的保証業務
保証業務のリスク (相対的な水準)	低い	中位	高い
保証水準 (相対的な水準)	高い	中位	低い
結論の報告形式	積極的形式	積極的形式	消極的形式

(注1) 積極的保証のイメージ: (すべての重要な点において) 適正に表示している (→ 肯定)

(注2) 消極的保証のイメージ: 適正に表示していないと信じさせる事項は (すべての重要な点において) 認められない (→ 否定の否定)

年度監査	適正表示についての	積極的意見の表明
中間監査	有用表示についての	積極的意見の表明
四半期レビュー	適正表示についての	消極的結論の表明

(注1) 年度監査：(すべての重要な点において) 適正に表示しているものと認める

(注2) 中間監査：有用な情報を表示しているものと認める

(注3) 四半期レビュー：適正に表示していないと信じさせる事項は(すべての重要な点において) 認められない

問3

1 (参考) 会計公準：会計が成立しうるための基本的前提

会 計 公 準	企業実体の公準	会計の、場所的限定	企業それ自体を経済的実体と認める前提
	継続企業の公準	会計の、時間的限定	企業が半永久的に継続するとの前提
	貨幣的評価の公準	会計の、内容的限定	貨幣を尺度として測定・表示を行なうとの前提

(参考) 企業実体には、法的実体(個別企業)の他に、経済的実体(企業集団等)の意味もある

(注1) 企業実体の公準：企業は経済的実体 → 企業自身が、会計の対象となる

(注2) 継続企業の公準：企業は、半永久的に継続

↓
 会計情報の適時性を確保するために、人為的に期間を区切り会計を行う
 (期 間 損 益 計 算)

(注3) 貨幣的評価の公準：貨幣が測定尺度

↓
 比較可能性には資するが、貨幣で測定できないものは開示されない

問4

1. 監査の目的

【監査基準・第一(監査の目的)】

財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。

財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる。

(注1) 重要な → 財務諸表利用者にとっての重要性

(注2) 虚偽の表示：財務諸表において不正又は誤謬に起因する誤り → 開示や注記における誤り及びこれらの脱漏も含む

(注3) 合理的な保証：絶対的ではないが相当に高い程度の心証 → 財務諸表監査には限界があるため絶対的にはならないが、監査の基準に準拠して監査を実施するため相当程度にはなる

(参考1) 合理的な基礎：入手した十分かつ適切な監査証拠を総括的に吟味して得た、財務諸表全体に関する自己の意見を形成するに足る基礎

F/Sが適正かどうかについて、意見を表明する



F/Sに社会的信頼性が付与される



F/S利用者が保護される(注)

(注) 重要な虚偽の表示が含まれているF/Sを信用して、誤った意思決定してしまうという、不測の損害から保護される。

2. 期待ギャップ

期待ギャップ：社会からの監査に対する期待と、実際の監査実務との乖離



期待ギャップの解消を進めないと、監査自体が社会的に信頼されなくなるおそれもある



- ・過度な期待に対しては、理解の促進を図る
- ・社会の期待に応える → 監査実務の見直し

第2問

直前答練2

2009年合格目標

財務諸表監査に関して、以下の各問に答えなさい。

問1 棚卸資産に対して、どのような監査手続が実施されるのか述べなさい。なお、簡条書き（一つひとつの事柄に分けて書き並べること。）の形式にて解答すること。

問2 (1) 合理的な基礎、及び(2) 合理的な保証とはどのようなものか、述べなさい。

問3 (1) 除外事項、(2) 限定付適正意見、及び(3) 不適正意見とはどのようなものか、述べなさい。

I C O究極チェック

1. 棚卸資産に対する監査手続
2. 合理的な基礎
3. 合理的な保証
4. 除外事項
5. 監査意見の表明

I C O解答

問1 (※ 下記のうちから、網羅的な解答作成を意識して、バランス良く選択すること。)

- ・ 棚卸資産に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
- ・ 前期の監査調書の査閲又は経理規定・マニュアル等の閲覧により、棚卸資産に関して会社が採用する会計方針を把握する。
- ・ 棚卸資産に関する会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠して継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
- ・ 会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無について質問する。
- ・ 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
- ・ 実地棚卸に先立ち、会社の棚卸計画を検討し、不備があれば会社に改善を求める。
- ・ 実地棚卸立会手続に従い、棚卸の立会を実施する。
- ・ 単に実地棚卸の実施状況を観察するだけでなく、担当者に質問を行い、予め定めた手続に準拠して実地棚卸が行われていることを確かめる。
- ・ 監査人自ら抜き取り検査等を行うことにより、棚卸資産計上額及び期間帰属等の妥当性を確かめ

る。

- ・ 棚卸資産差異の発生原因を分析し、その承認及び処理の妥当性を検討する。
- ・ 期末日以外の基準日に実地棚卸が実施されている場合には、棚卸実施日と期末日との間の入出庫取引の妥当性を総括的に検証する、ロール・フォワード手続を実施する。
- ・ 外部保管の棚卸資産については在庫証明書と突合する。また、必要と認められた場合には、実地棚卸の立会又は確認を実施する。
- ・ 棚卸資産残高明細表（棚卸表を含む。）を入手し、合計調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
- ・ 期末残高（品目別、場所別等）について、分析的手続を実施し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
- ・ 在庫リストの査閲、補助元帳の通査等により、不良品、陳腐化品、長期滞留品、旧製品等の有無を把握し、評価減の必要性・妥当性を検討する。
- ・ 棚卸資産の種類、評価基準及び評価方法、担保提供棚卸資産等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。

問2

(1) 合理的な基礎とは、入手した十分かつ適切な監査証拠を総括的に吟味して得た、財務諸表全体に関する自己の意見を形成するに足る基礎である。

(2) 合理的な保証とは、監査人が一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って監査を実施した結果として、監査の限界のもとで、財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないことについて得た、絶対的ではないが相当に高い程度の心証である。

問3

(1) 除外事項とは、監査意見の表明に当たってその影響の重要性を考慮することが必要となる事項であり、①意見に関する除外事項と②監査範囲の制約に係る除外事項とがある。

①意見に関する除外事項とは、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関する不適切な事項であり、②監査範囲の制約に係る除外事項とは、重要な監査手続を実施できなかったことによる監査範囲の制約のことである。

(2) 限定付適正意見とは、除外事項の影響により無限定適正意見を表明することができないが、財務諸表を全体として虚偽の表示に当るとする程ではないか、又は意見を表明しないとする程ではないと監査人が判断したときに表明する意見である。

(3) 不適正意見とは、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して著しく不適切なものがあり、財務諸表が全体として虚偽の表示に当ると監査人が判断したときに表明する意見である。

I COとらの巻

本問の **問1** は、監査委員会研究報告第11号（平成12年9月4日・日本公認会計士協会）を基にした出題です。アタックIコースで出題した受取手形に対する監査手続と、何が共通して何が異なるのかを比較してみることで、個々の財務諸表項目に対する監査手続の全体的なイメージを整理するのに役立つと思われます。

問2 及び **問3** については、基本的な重要事項の復習として出題しました。基本的な事項を把握しないまま応用的な論述を進めてしまつては、出題されたテーマに対する理解や問題意識が採点者に伝わり難くなってしまつてしまう可能性が大きいので、これを機会に必要なに応じて基礎概念を再確認して頂きたい。

問1

1. 棚卸資産の監査手続の例示

1	・棚卸資産に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
2	・前期の監査調書の査閲又は経理規定・マニュアル等の閲覧により、棚卸資産に関して会社が採用する会計方針を把握する。
3	・棚卸資産及び関連損益の計上に関する会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠して継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
4	・会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。
5	・監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
6	・実地棚卸立会手続に従い、棚卸の立会を実施する。
7	・総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
8	・棚卸資産残高明細表（棚卸表を含む。）を入手し、合計調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
9	・期末残高（品目別、場所別等）について、期間比較増減分析、回転期間分析、単価比較等の分析的手続を実施し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
10	・棚卸資産の評価基準及び評価方法について、その処理の妥当性及び前期末との継続性を検討す

	る。
11	・実地棚卸立会時におけるテスト・カウント、カット・オフ・データ、タグ・コントロール等の実施事項及び検出事項をフォロー・アップすることにより、棚卸資産計上額及び期間帰属等の妥当性を確かめる。
12	・棚卸資産差異の発生原因を分析し、その承認及び処理の妥当性を検討する。
13	・期末日以外の基準日に実地棚卸が実施されている場合には、棚卸実施日と期末日との間の出入庫取引の妥当性を総括的に検証する（ロール・フォワード手続）。
14	・外部保管の棚卸資産については在庫証明書と突合する。また、必要と認めた場合には、実地棚卸の立会又は確認を実施する。
15	・原価差額の棚卸資産への配賦計算の妥当性を確かめる。
16	・在庫リストの査閲、補助元帳の通査等により、不良品、陳腐化品、長期滞留品、旧製品等の有無を把握し、評価減の必要性・妥当性を検討する。
17	・担保に供されているものの有無及びその内容、並びに借入金等との対応関係を確認する。
18	・決算整理に係る資料を閲覧し、棚卸資産関連項目の処理の妥当性・継続性を確かめる。
19	・棚卸資産の種類、評価基準及び評価方法、担保提供棚卸資産等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
20	・監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(注1) 文字の網掛けの部分の内容は、受取手形(アタックⅠにて出題)と共通する。

(参考) 立会については、監査委員会報告第8号『「立会」について』にも詳しい記述がある。

問2

1. 監査基準の定め

【監査基準・第一・監査の目的】

財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。

財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる。

(注1) 重要な → 財務諸表利用者にとっての重要性

(注 2) 虚偽の表示：財務諸表において不正又は誤謬に起因する誤り → 開示や注記における誤り及びこれらの脱漏も含む

(注 3) 合理的な保証：絶対的ではないが相当に高い程度の心証 → 財務諸表監査には限界があるため絶対的にはならないが、監査の基準に準拠して監査を実施するため相当程度にはなる

(参考 1) 合理的な基礎：入手した十分かつ適切な監査証拠を総括的に吟味して得た、財務諸表全体に関する自己の意見を形成するに足る基礎

2. 監査の流れのおおまかなイメージ(十分かつ適切な監査証拠の入手以降)

監査人は、監査要点に適合した監査手続を選択・適用する



十分かつ適切な監査証拠を入手する



十分かつ適切な監査証拠を、財務諸表全体の観点から総括的に吟味する



財務諸表に対する意見表明のための、合理的な基礎を得る



監査業務に係る審査(監査意見表明のための審査)を受ける



財務諸表の適正性に関する意見を表明する

監 査 要 点	F/Sの基礎となる取引、勘定残高、開示等について立証すべき目標
	監査人は、取引、勘定残高、開示等に関して、十分詳細に経営者の主張に対して監査要点を設定する
経営者の主張	明示的か否かにかかわらず、経営者が提示するF/S項目、すなわちF/Sの基礎となる取引、勘定残高、開示等に関して、一定の要件(例えば、実在性や網羅性)を充足していると経営者が主張していること
	監査人は、経営者の主張に対して、発生する可能性のある虚偽の表示の種類(例えば、「存在しない資産が計上されている。」)を考慮した監査手続を立案する際に、監査要点を設定する
十分かつ適切な監査証拠	経営者の主張に適合し、監査人が必要とする証明力を有し、かつ過不足のない監査証拠

	<p>十分性は、監査証拠の量の問題であるのに対し、 適切性は、監査証拠の質の問題、すなわち、取引、勘定残高、開示等に関連して、 F/S項目レベルにおける経営者の主張を裏付けたり、又は虚偽の表示を発見するた めに入手した監査証拠の適合性と証明力を意味する</p>
合理的な基礎	<p>入手した十分かつ適切な監査証拠を総括的に吟味して得た、 F/S全体に関する自己の意見を形成するに足る基礎</p>
監査業務に係る 審 査	<p>監査報告書を発行する前に、 監査実施者が行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を 客観的に評価するために実施する監査手続</p>

問3

1. 除外事項

除外事項	<p>除外事項とは、監査意見の表明に当たってその影響の重要性を考慮することが必要となる事項をいい、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関する不適切な事項（意見に関する除外事項）及び重要な監査手続を実施できなかったことによる監査範囲の制約（監査範囲の制約に係る除外事項）をいう。</p>
------	--

2 (参考) 未訂正の発見した虚偽の表示

未訂正の発見した虚偽の表示	実際に確かめられた虚偽の表示
	監査人が推定する虚偽の表示

監査人は、未訂正の発見した虚偽の表示の合計額が重要であると判断した場合、

↓
 表明する監査意見への影響を検討しなければならない

なお、監査人が推定する虚偽の表示は実際に確かめられた虚偽の表示ではないため、

監査人は、十分かつ適切な監査証拠による裏付けがある場合を除き、

監査人が推定する虚偽の表示を除外事項として取り扱うことができない

除外事項	監査人が無限定適正意見以外の監査意見を表明することになる原因事項
	監査意見の表明に当たってその影響の重要性を考慮することが必要となる事項

3. 一般的な監査意見のイメージ

—	なし・軽微	重 要	著しく重要
監査手続上の制約	無限定適正意見	限定付適正意見	意見不表明
F/Sの虚偽の表示	無限定適正意見	限定付適正意見	不適正意見

4. 意見に関する除外

(1) 限定付適正意見

【監査基準・第四(報告基準)・四・1】

監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどには重要でないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、財務諸表に対する意見において、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響を記載しなければならない。

(2) 不適正意見

【監査基準・第四(報告基準)・四・2】

監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して著しく不適切なものがあり、財務諸表が全体として虚偽の表示に当たると判断した場合には、財務諸表が不適正である旨の意見を表明しなければならない。この場合には、財務諸表に対する意見において、財務諸表が不適正である旨及びその理由を記載しなければならない。

5. 監査範囲の制約

(1) 限定付適正意見

【監査基準・第四(報告基準)・五・1】

監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表に対する意見表明ができないほどには重要でないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、実施した監査の概要において実施できなかった監査手続を記載し、財務諸表に対する意見において当該事実が影響する事項を記載しなければならない。

(2) 意見不表明

【監査基準・第四(報告基準)・五・2】

監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかったときには、意見を表明してはならない。この場合には、財務諸表に対する意見を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。

採点基準 : 100 点

第1問 (50 点満点)

直前答練1

問1 16 点

問2 12 点

問3 12 点

問4 (1) 5 点

(2) 5 点

第2問 (50 点満点)

直前答練2

問1 27 点

問2 (1) 4 点

(2) 4 点

問3 (1) 5 点

(2) 5 点

(3) 5 点